

令和6年2月5日  
総務部職員厚生課

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

区においては、令和2年度に児童相談所を開設して以降、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿としての里親の拡充に取り組んできており、関係所管が連携して、里親制度等の重要性を区民、各種機関、企業等に呼びかけている。

区職員においても、普及啓発や職員自身が里親になりやすい環境整備の観点から、限定的に認めていた養育里親における育児休業等の取得要件を緩和し、すべての養育里親が育児休業等を取得可能にするため、条例を一部改正する。

### 2 改正内容

養育里親における育児休業等の取得要件について、「職員が養子縁組里親となることを希望したが、実親等の同意が得られず、養育里親になった場合に限る。」こととしていた要件を削除する。

### 3 新旧対照表

別添のとおり

### 4 施行予定日

令和6年4月1日

#### 【参考】養育里親と養子縁組里親について

	養育里親	養子縁組里親
位置付け	養子縁組を前提とせず、一定期間預かり養育する里親	特別養子縁組によって養親になることを希望する里親。縁組が成立するまでの期間、里親として子どもを養育する。
親子関係	法的な親子関係にはならない。	法的な親子関係になる(民法による縁組)。
対象児童	親の病気や死亡、虐待など、様々な事情で実家庭と離れて暮らす児童	

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(施行前の準備)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第2条の2の規定により新たに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の条例で定める者となる児童を養育する者は、施行日前においても、育児休業、育児短時間勤務(職員の育児休業等に関する条例第8条第1号に規定する育児短時間勤務をいう。)及び部分休業の取得のために必要な手続を行うことができる。</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員 <u>(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u> に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>